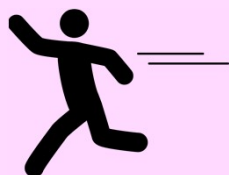


# 生駒市ベビーシッター 利用支援事業

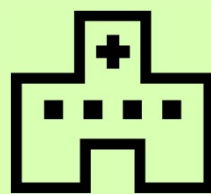
生駒市では、奈良県の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育が必要な保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助する制度を実施します。



▲生駒市ホームページ



急用



通院



リフレッシュ

## 制度概要

- |        |                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| □対象者   | 生駒市に住所を有する、以下のいずれかの保護者（対象児童も生駒市に住所を有する必要があります）<br>(1)日常生活上の突発的な事情や社会参加などによりベビーシッターの育児支援等を必要とする方<br>(2)ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 |
| □対象児童  | 就学前（0歳から小学校に入学する年の3月31日）まで                                                                                                    |
| □対象期間  | 令和8年4月1日～令和9年3月31日分                                                                                                           |
| □補助金額  | 児童1人あたり1回3,000円（1回の利用料が5,000円を超える場合）<br>年間上限金額は児童1人あたり72,000円                                                                 |
| □対象利用料 | ベビーシッターが提供した保育に係る費用<br>【対象外】<br>・入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費<br>・クーポン、ポイント利用で割引された料金                                       |
| □留意事項  | ・本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点（厚生労働省ホームページ）」をご確認ください。<br>・ベビーシッターの利用申し込みや契約については利用者ご自身で直接行ってください。                 |

# 利用の流れ

## 1. 事前登録

- ・市ホームページの事前登録申込フォームから電子申請してください。
- ・事前登録後、市で審査し、利用者証を発行します。
- ・利用者証の発行に2週間ほどかかりますので、利用予定日から余裕をもって登録してください。



事前登録申込フォーム▲

## 2. 奈良県の認定する事業者と契約

- ・奈良県の登録事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。
- ・その際、利用者証を提示したうえで、「ベビーシッター利用支援事業を活用したい」旨を必ず伝えてください。



奈良県の登録事業者は奈良県のホームページをご確認ください▲

## 3. ベビーシッターの利用・支払

- (1) 事業者に「利用者証兼利用料補助額内訳表」を提示してください。
  - (2) ベビーシッターを利用し、料金を支払ってください。
  - (3) 事業者は「利用料補助額内訳表」に利用日の記載、署名（自筆）、押印、支払額を記載してもらってください。
  - (4) 事業者から領収書とサービス提供記録（サービス提供日時・利用者氏名・対象児童名及び生年月日・提供場所・利用料の内訳がわかる書類）の交付を受けてください。
- ※令和8年4月1日から利用者証交付までに利用がある方は、事業者は「利用料補助額内訳表」の記載を依頼してください。

## 4. 補助金の申請・請求

申請・請求書類を揃え、提出期間に市（幼保こども園課）に提出してください。  
※ホームページにFAQを掲載していますので、必ずご確認のうえ提出してください。

### 【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書（兼請求書）
- (2) 利用者証兼利用料補助額内訳表
- (3) 事業者が発行する領収書の写し
- (4) サービス提供記録（サービス提供日時・利用者氏名・対象児童及び生年月日・提供場所・利用料の内訳がわかる書類）
- (5) 振込先口座がわかる通帳等の写し

## 5. 補助金の交付

審査後、指定された口座に補助金を振り込みます。

※補助金交付申請書（兼請求書）は市のホームページに掲載しています。

### 補助金交付スケジュール

| 利用日                | 申請・請求書類提出期間    | 補助金の支払時期      |
|--------------------|----------------|---------------|
| 令和8年4月1日～令和9年3月31日 | 令和9年4月1日～4月15日 | 令和9年5月25日（予定） |

※令和8年度利用分については、令和9年4月15日が最終期限です。

期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できませんのでご注意ください。

※申請期間が変更になる可能性があります。その際はメールもしくは電話でご連絡します。

【提出先・問合せ】生駒市教育部幼保こども園課（市役所20番窓口）

【住所】〒630-0288 生駒市東新町8-38

【電話】0743-74-1111（内線2763）